

はかりの定期検査をご存知ですか？

計量法第 19 条の規定により、取引や証明に使用する「はかり」は
定期検査の受検が義務づけられています。

取引とは？

有償・無償問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為のこと

例

- 精肉店で食肉を販売する際の計量
- スーパーマーケットで商品に値付けする際の計量



証明とは？

公に又は業務上、他人に一定の事実が真実である旨を証明すること

例

- 病院や学校・幼稚園で、患者や生徒・園児の身長や体重を計測して示す場合の計量

取引や証明に使用できるはかりは？

「検定証印」または「基準適合証印」が付されているはかりが、取引や証明に使用できるはかりです。

検定証印などを確認しましょう。

検査対象となる「はかり」の一例については裏面へ



検定証印



基準適合証印

取引や証明には使用できないはかりは？

「家庭用」のマークが付されている家庭用の料理用はかりや、体重計などは取引や証明には使用できません。



家庭用特定計量器
表示マーク

2年に1回の定期検査が義務づけられています。
秋田県が実施する定期検査に合格すると、定期検査合格シールが貼付され、
以降2年間は取引や証明に使用できます。

詳しくは裏面へ

Q1 どんな「はかり」が検査対象になりますか

A1 取引や証明に使用される「はかり（分銅・おもりを含む）」が対象です。

検査対象となる「はかり」の一例

- (1) スーパーや商店などで商品の値付けや内容量の表記に使用するはかり
- (2) 工場・事務所などで原材料の購入・製品の販売出荷のために使用するはかり
- (3) 学校・給食センターなどで食材などが納品されたとき、その量を検査するために使用するはかり
- (4) 運送業者やコンビニなどで荷物の運賃・料金の算出等に使用するはかり
- (5) 農協や農事組合法人などで農産物の出荷に使用するはかり
- (6) 直売所に農産物を出荷するための計量を行う個人の農家のはかり
- (7) 病院・調剤薬局などで薬の調剤用に使用するはかり
- (8) 廃棄物処理業者が、処理費用に算定に使用するはかり
- (9) 病院・学校・社会福祉施設・幼稚園・保育所・産婦人科医院・老人ホームなどで体重測定に使用するはかり（体重計）

検査対象とならない「はかり」の一例

- (1) 学校・給食センター・事業所・飲食店・パン屋などで原材料の配合（調理）に使用するはかり
- (2) 個人が健康管理のために使用するはかり（体重計）
- (3) 公民館・公衆浴場などに設置されたはかり（体重計）
- (4) 郵便物の料金の目安を調べるために使用するはかり
- (5) 動物病院で治療のために使用するはかり
- (6) 商店などで量目を表記（明示）しないで、商品を小分けにするためのみに使用するはかり

Q2 なぜ検査が必要なのですか

A2 「はかり」は、社会生活のあらゆる場面に使用されており、消費者と大きく関わっています。

検定証印や基準適合証印が付された適正なはかりも、使用環境や使用状況の影響により誤差が生じる場合があります。このため、計量法では定期的に取り引・証明に使用する「はかり」の検査を実施し、「はかり」の精度を確保することにより、適正に計量するよう定めています。

Q3 定期検査を受けないと罰則がありますか

A3 計量法173条の規定に基づき、50万円以下の罰金となっています。

Q4 いつ受検すればよいのですか

A4 定期検査は秋田県が市町村の区域毎に実施日を決め、2年に1度行われております。

横手市は令和6年度(令和6年10月28日～11月15日)実施します。

Q5 これから受検することはできますか

A5 定期検査に代わる検査（代検査）を利用することができます。

Q6 家庭用マークがあるはかりは、取引・証明に使用することができますか

A6 家庭用マークが付いているヘルスメーター、ベビースケール、キッチンスケールは、一般消費者の生活のために使用されるものであり、取引及び証明には使用することはできません。

（計量法第16号）

問い合わせ先：横手市役所 商工観光部 商工労働課

〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号《県振興局庁舎1階》

TEL. 0182-32-2115 / FAX. 0182-32-4021